

みんなの約束

1 登下校

- 通学班で集団登校し、活動の準備をします。
- 登下校にはヘルメットをかぶり、6年生は、リーダーワッペンを左肩に付けます。
- 決められた通学路を通ります。やむを得ず通学路を変更する場合は担任に御相談ください。
- 安全に気を付けて、歩いて登下校します。

2 服装

- 学校生活の場に合った、活動しやすい服装・頭髪に心掛けます。髪は飾りのないゴムやヘアピンで留めます。
- 服のファスナーやボタンは留めます。
- 冬場の手袋は登下校時と屋外の活動に、ネックウォーマーは、登下校時のみ使用してもよいです。マフラーは、安全のため、着用しません。
- 校内では、重ね着をする場合、一番上の服の左胸に名札を付けます。
- 上靴は、白色で足の甲が隠れる物にします。
- 体育の服装
 - ・男女共に白色の体操服。（半袖・長袖） 左胸に名札を付けたもの。
 - ・赤白帽子、青色の半ズボン。レギンスやタイツ、膝上の靴下は、けがの処置がしにくいため、着用しません。冬場は運動にふさわしい上着を着用してもよいです。体育の授業では、名札をとり、フード付きの上着は、フードを中に入れます。
 - ・靴は、運動に適したものにします。

3 持ち物

○学習に必要な物は持ってきません。筆箱やランドセルには、キーホルダーやストラップを付けません。お守りは、ランドセルのポケットなどに入れます。

○筆箱の中身について

・鉛筆5本程度、赤青鉛筆1本、定規1本（折りたたみ式は使いません）、消しゴム1個を基本とします。

○健康上の理由等で特別に使いたい物については、担任に御相談ください。

4 校外の生活

○道路では、交通ルールを守ります。飛び出しは、絶対にしません。

○自転車に乗るときはヘルメットを着用します。

【範囲の目安】低学年…自分の家の周辺 ・ 中学年…自分の地区内 ・ 高学年…学区内

○火遊びなどの危険な遊びや、人に迷惑をかける遊びはしません。

※校外での生活については、住んでいる場所や環境が異なりますので、保護者の判断と責任で決めるようにしてください。

(参照)

・ 青少年のための良好な環境整備に関する条例 第16条

保護者は、その監護する青少年を深夜に外出させないように努めなければならない。

・ 道路交通法第63条の11第3項

児童又は、幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童または幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

※これらの記載内容は常に見直しを行っていきます。